

佐賀市議会定例会議案説明

(令和5年6月15日)

本日、佐賀市議会定例会を招集し、当面する諸案件について、御審議をお願いすることになりましたので、これら提出議案の概要について御説明申し上げます。

*

*

まず、補正予算議案について、御説明申し上げます。

今回の補正予算は、制度改正に伴うもの又は緊急を要する経費などについて、所要の補正措置を講じております。

第43号議案「一般会計補正予算（第2号）」及び第44号議案「一般会計補正予算（第3号）」を合わせた一般会計補正予算の総額は、約13億200万円で、補正後の予算総額は、約1,068億7,200万円となっております。

以下、主な内容をご説明申し上げます。

はじめに、第43号議案「一般会計補正予算（第2号）」についてでございます。

住民税非課税世帯生活支援給付金支給事業であります。

- この事業は、エネルギーや食料品価格等の物価高騰による家計への影響が特に大きい住民税非課税世帯に対し、経済的負担の軽減を図るため、給付金を支給するものであります。

なお、この議案につきましては、速やかな支給に向けて、早急に事業に取り組む必要があることから、早期の議決をお願いするものであります。

次に、第44号議案「一般会計補正予算（第3号）」についてでございます。

まず、佐賀市公式スーパーアプリを活用した電子地域振興券発行事業であります。

- この事業は、市民の生活や事業者の事業活動を支援するため、佐賀市公式スーパーアプリを活用し、市内の参加店舗で利用できる電子地域振興券を付与するものであります。

次に、麦・大豆機械導入対策事業であります。

- この事業は、麦・大豆の生産基盤の強化を図るため、麦・大豆の生産拡大に必要な機械を導入する農業者の団体等に対し、その導入に要する経費の一部を補助するものであります。

以上、「一般会計補正予算（第2号）」及び「一般会計補正予算（第3号）」の主なものを御説明いたしましたが、その財源といたしましては、国・県支出金、諸収入等で措置し、繰入金により収支の調整をいたしております。

なお、一般会計の細部及び企業会計につきましては、予算に関する説明書及び関係資料により御審議をお願いいたします。

*

*

次に、条例議案について、御説明申し上げます。

第４７号議案「佐賀市廃棄物の減量推進及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例」は、脊振広域クリーンセンターで処理している諸富町と三瀬地区の区域における一般廃棄物について、来年度から佐賀市清掃工場で処理することに伴い、当該区域の一般廃棄物処理手数料を改定するものであります。

第４８号議案「佐賀市市税条例の一部を改正する条例」は、地方税法の一部改正等に伴い、電気自動車など一定の環境性能を有する軽自動車について、その燃費性能に応じた軽自動車税の種別割に係る軽減特例措置の延長等を行うものであります。

その他の議案につきましては、それぞれ議案の末尾に提案理由を略記いたしておりますので、それにより御承知をしていただきたいと思います。

以上、よろしく御審議をお願い申し上げます。